

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

●一般事業主行動計画の内容

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境にすることで、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2025年8月1日～2028年7月31日

2.内容

目標1 計画期間内に、男性社員の育児休業取得率を50%以上にする。

<対策>

- ・ 2025年8月～ 男性も育児休業を取得できることを更に周知するため、定期的（年1回）、社内報等で情報共有を行う。
- ・ 2026年1月～ 育児休業取得者の社内事例を収集し、社内で共有する。

目標2 失効した年次有給休暇を積み立て、育児や介護または不妊治療のために利用できる積立有給休暇制度を導入する。

<対策>

- ・ 2026年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- ・ 2026年8月～ 制度導入
社内への周知、対象者への説明会

目標3 フルタイム労働者の内、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月42時間以内とする。

<対策>

- ・ 2026年8月～ 法定時間外労働・法定休日労働について実態把握
- ・ 2026年8月～ 毎月のフルタイム労働者の時間外労働時間について結果を所属長に連絡し、時間外労働時間が多い社員の原因と対策を検討し、削減に努める